

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第13報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和7年3月18日 厚生労働省告示第58号 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和7年3月18日 厚生労働省告示第60号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和7年3月18日 保医発0318第4号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
- ・令和7年3月24日 厚生労働省告示第64号 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示
- ・令和7年3月31日 保医発0331第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早291		下から1行目	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、<u>ベンラリズマブ製剤、マルスタンマブ製剤及びロザノキシズマブ製剤</u>	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤 <u>及び</u>メコバラミン製剤	字句挿入
早361		下から12行目	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、<u>ベンラリズマブ製剤、マルスタンマブ製剤、ロザノキシズマブ製剤</u>	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤	字句挿入
早361		下から5行目	別表第9の1の3 注入器加算に規定する注射薬 別表9に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、<u>ペグセタコبران製剤及びロザノキシズマブ製剤</u>以外のもの	別表第9の1の3 注入器加算に規定する注射薬 別表9に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤 <u>及び</u>ペグセタコبران製剤以外のもの	字句挿入
早362		上から2行目	別表第9の1の5 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ペグセタコبران製剤、<u>ロザノキシズマブ製剤</u>	別表第9の1の5 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ペグセタコبران製剤 <u>以外</u>のもの	誤植及び字句挿入

494	右	下から15行目	C101 在宅自己注射指導管理料 (1)～(22) (略) <u>(23) ベンラリズマブ製剤については、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の患者に対して用いた場合に限り算定する。</u>	C101 在宅自己注射指導管理料 (1)～(22) (略) (新 設)	字句挿入
737	右	下から2行目	E101-2 ポジトロン断層撮影 (1)～(5) (略) (6) <u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u> ア 「5」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合<u>のうち、上記アの場合</u>については、使用目的又は効果として、<u>アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いる</u>ものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。	E101-2 ポジトロン断層撮影 (1)～(5) (略) (6) <u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u> ア 「5」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合については、使用目的又は効果として、<u>アミロイドPETイメージング剤の製造に使用する</u>ものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。	字句訂正

738	右 上から20行目	ウ 「5」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、効能又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 エ 「5」の「<u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)</u>」については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。 オ 「5」の「<u>イ</u>」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、<u>抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> カ 「5」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 キ 「E101－3」ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「4」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)又は「E101－4」ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「3」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。	ウ 「5」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、効能又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 エ 「5」の「<u>ロ</u>」イ以外の場合については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。 (新 設) オ 「5」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 カ 「E101－3」ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「4」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)又は「E101－4」ボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「3」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。	字句訂正 字句挿入 字句訂正 字句訂正
-----	-----------	--	--	---

			(7)・(8) (略)		(7)・(8) (略)	
			E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき) (1)～(5) (略) (6) <u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u> ア 「4」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合 (一連の検査につき)については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>		E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき) (1)～(5) (略) (6) <u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u> ア 「4」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合 (一連の検査につき)については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	
740	右	下から15行目	イ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、<u>上記アの場合</u>については、使用目的又は効果として、<u>アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いる</u>ものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ウ 「4」の「ロ」イ以外の場合のうち、<u>上記アの場合</u>については、効能又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージン		イ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合については、使用目的又は効果として、<u>アミロイドPETイメージング剤の製造に使用する</u>ものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ウ 「4」の「ロ」イ以外の場合については、効能又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、<u>この場合においては、アミロイドPETイメージン</u>	字句訂正

741	右	上から7行目	グ剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 エ 「4」の<u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）</u>については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。</u> オ 「4」の「イ」<u>放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> カ 「4」の「ロ」<u>イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> キ 「E101－2」<u>ポジトロン断層撮影の「5」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）又は「E101－4」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影（一連の検査につき）の「3」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> (7)・(8) (略)	剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 エ 「4」の「<u>ロ</u>」<u>イ以外の場合</u>については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。</u> (新 設) オ 「4」の「ロ」<u>イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> カ 「E101－2」<u>ポジトロン断層撮影の「5」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）又は「E101－4」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影（一連の検査につき）の「3」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> (7)・(8) (略)	字句訂正 字句挿入 字句訂正 字句訂正
-----	---	--------	---	--	---

743	右	上から9行目	E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき) (1)～(4) (略) (5) <u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u> ア 「3」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合 (一連の検査につき)については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合<u>のうち、上記アの場合</u>については、使用目的又は効果として、<u>アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いる</u>ものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ロ 「3」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、効能又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。	E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき) (1)～(4) (略) (5) <u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u> ア 「3」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合 (一連の検査につき)については、<u>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認する場合に、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本撮影が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合については、使用目的又は効果として、<u>アミロイドPETイメージング剤の製造に使用する</u>ものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ロ 「3」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記アの場合については、効能又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。	字句訂正
-----	---	--------	--	---	------

エ 「3」の「アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）」については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

オ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分な体制を整備した上で実施する。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ 「3」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

キ 「E101-2」ポジトロン断層撮影の「5」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）又は「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）の「4」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(6)・(7) (略)

エ 「3」の「ロ」イ以外の場合については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

(新 設)

オ 「3」の「ロ」イ以外の場合のうち、上記エの場合については、効能又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いるものとして薬事承認を得ているアミロイドPETイメージング剤を使用した場合に限り算定する。なお、アミロイドPETイメージング剤の注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ 「E101-2」ポジトロン断層撮影の「5」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）又は「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）の「4」アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(6)・(7) (略)

字句訂正

字句挿入

字句訂正

字句訂正

1294	下から7行目	参 考 1～3 (略) 4 入院時食事療養標準負担額(患者負担額) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)</th></tr><tr><td colspan="2">一 般</td><td>510円</td></tr><tr><td colspan="2">70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者</td><td>300円</td></tr><tr><td rowspan="2">70歳未満低所得者 70歳以上低所得者Ⅱ</td><td>過去1年間の入院日数が90日以下の場合</td><td>240円</td></tr><tr><td>過去1年間の入院日数が91日以上の場合</td><td>190円</td></tr><tr><td colspan="2">70歳以上低所得者Ⅰ</td><td>110円</td></tr></table> 注1 標準負担額の軽減については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」で確認が必要です。 2 平成28年3月31日において、既に1年以上継続して精神病床に入院している患者であって、平成28年4月1日以後引き続き入院する患者の負担額は、経過措置として1食260円が適用されます。 (※令和7年4月1日から適用する。)	区 分		1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)	一 般		510円	70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		300円	70歳未満低所得者 70歳以上低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下の場合	240円	過去1年間の入院日数が91日以上の場合	190円	70歳以上低所得者Ⅰ		110円	参 考 1～3 (略) 4 入院時食事療養標準負担額(患者負担額) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)</th></tr><tr><td colspan="2">一 般</td><td>490円</td></tr><tr><td colspan="2">70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者</td><td>280円</td></tr><tr><td rowspan="2">70歳未満低所得者 70歳以上低所得者Ⅱ</td><td>過去1年間の入院日数が90日以下の場合</td><td>230円</td></tr><tr><td>過去1年間の入院日数が91日以上の場合</td><td>180円</td></tr><tr><td colspan="2">70歳以上低所得者Ⅰ</td><td>110円</td></tr></table> 注 標準負担額の軽減については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」で確認が必要です。	区 分		1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)	一 般		490円	70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		280円	70歳未満低所得者 70歳以上低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下の場合	230円	過去1年間の入院日数が91日以上の場合	180円	70歳以上低所得者Ⅰ		110円	字句訂正																																																																						
区 分		1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)																																																																																																										
一 般		510円																																																																																																										
70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		300円																																																																																																										
70歳未満低所得者 70歳以上低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下の場合	240円																																																																																																										
	過去1年間の入院日数が91日以上の場合	190円																																																																																																										
70歳以上低所得者Ⅰ		110円																																																																																																										
区 分		1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)																																																																																																										
一 般		490円																																																																																																										
70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		280円																																																																																																										
70歳未満低所得者 70歳以上低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下の場合	230円																																																																																																										
	過去1年間の入院日数が91日以上の場合	180円																																																																																																										
70歳以上低所得者Ⅰ		110円																																																																																																										
1295	上から3行目	5 入院時生活療養標準負担額(食費・居住費)一覧 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">対象者区分</th><th colspan="2">生活療養標準負担額</th></tr><tr><th colspan="2">平成7年4月1日～</th></tr><tr><th>食費(一食)</th><th>居住費(一日)</th></tr><tr><td rowspan="2">一般所得</td><td>入院時生活療養(Ⅰ)</td><td>510円</td><td>370円</td></tr><tr><td>入院時生活療養(Ⅱ)</td><td>470円</td><td>370円</td></tr><tr><td rowspan="2">65歳以上 70歳未満</td><td>低所得(区分才)</td><td>240円</td><td>370円</td></tr><tr><td>境界層該当者</td><td>110円</td><td>0円</td></tr><tr><td rowspan="3">70歳以上</td><td>低所得(Ⅱ)</td><td>240円</td><td>370円</td></tr><tr><td>低所得(Ⅰ)</td><td>140円</td><td>370円</td></tr><tr><td>境界層該当者</td><td>110円</td><td>0円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="5">一般所得</td><td>入院時生活療養(Ⅰ)</td><td>510円</td><td>370円</td></tr><tr><td>入院時生活療養(Ⅱ)</td><td>470円</td><td>370円</td></tr><tr><td>—精神1年超</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>指定難病患者</td><td>300円</td><td>0円</td></tr><tr><td>入院日数90日以下</td><td>240円</td><td>370円</td></tr></table>	対象者区分		生活療養標準負担額		平成7年4月1日～		食費(一食)	居住費(一日)	一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	510円	370円	入院時生活療養(Ⅱ)	470円	370円	65歳以上 70歳未満	低所得(区分才)	240円	370円	境界層該当者	110円	0円	70歳以上	低所得(Ⅱ)	240円	370円	低所得(Ⅰ)	140円	370円	境界層該当者	110円	0円			—	—	一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	510円	370円	入院時生活療養(Ⅱ)	470円	370円	—精神1年超	—	—	指定難病患者	300円	0円	入院日数90日以下	240円	370円	5 入院時生活療養標準負担額(食費・居住費)一覧 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3">対象者区分</th><th colspan="2">生活療養標準負担額</th></tr><tr><th colspan="2">平成6年6月1日～</th></tr><tr><th>食費(一食)</th><th>居住費(一日)</th></tr><tr><td rowspan="2">一般所得</td><td>入院時生活療養(Ⅰ)</td><td>490円</td><td>370円</td></tr><tr><td>入院時生活療養(Ⅱ)</td><td>450円</td><td>370円</td></tr><tr><td rowspan="2">65歳以上 70歳未満</td><td>低所得(区分才)</td><td>230円</td><td>370円</td></tr><tr><td>境界層該当者</td><td>110円</td><td>0円</td></tr><tr><td rowspan="3">70歳以上</td><td>低所得(Ⅱ)</td><td>230円</td><td>370円</td></tr><tr><td>低所得(Ⅰ)</td><td>140円</td><td>370円</td></tr><tr><td>境界層該当者</td><td>110円</td><td>0円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="5">一般所得</td><td>入院時生活療養(Ⅰ)</td><td>490円</td><td>370円</td></tr><tr><td>入院時生活療養(Ⅱ)</td><td>450円</td><td>370円</td></tr><tr><td>精神1年超</td><td>280円</td><td>370円</td></tr><tr><td>指定難病患者</td><td>280円</td><td>0円</td></tr><tr><td>入院日数90日以下</td><td>230円</td><td>370円</td></tr></table>	対象者区分		生活療養標準負担額		平成6年6月1日～		食費(一食)	居住費(一日)	一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	490円	370円	入院時生活療養(Ⅱ)	450円	370円	65歳以上 70歳未満	低所得(区分才)	230円	370円	境界層該当者	110円	0円	70歳以上	低所得(Ⅱ)	230円	370円	低所得(Ⅰ)	140円	370円	境界層該当者	110円	0円			—	—	一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	490円	370円	入院時生活療養(Ⅱ)	450円	370円	精神1年超	280円	370円	指定難病患者	280円	0円	入院日数90日以下	230円	370円	字句訂正
対象者区分		生活療養標準負担額																																																																																																										
		平成7年4月1日～																																																																																																										
		食費(一食)	居住費(一日)																																																																																																									
一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	510円	370円																																																																																																									
	入院時生活療養(Ⅱ)	470円	370円																																																																																																									
65歳以上 70歳未満	低所得(区分才)	240円	370円																																																																																																									
	境界層該当者	110円	0円																																																																																																									
70歳以上	低所得(Ⅱ)	240円	370円																																																																																																									
	低所得(Ⅰ)	140円	370円																																																																																																									
	境界層該当者	110円	0円																																																																																																									
		—	—																																																																																																									
一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	510円	370円																																																																																																									
	入院時生活療養(Ⅱ)	470円	370円																																																																																																									
	—精神1年超	—	—																																																																																																									
	指定難病患者	300円	0円																																																																																																									
	入院日数90日以下	240円	370円																																																																																																									
対象者区分		生活療養標準負担額																																																																																																										
		平成6年6月1日～																																																																																																										
		食費(一食)	居住費(一日)																																																																																																									
一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	490円	370円																																																																																																									
	入院時生活療養(Ⅱ)	450円	370円																																																																																																									
65歳以上 70歳未満	低所得(区分才)	230円	370円																																																																																																									
	境界層該当者	110円	0円																																																																																																									
70歳以上	低所得(Ⅱ)	230円	370円																																																																																																									
	低所得(Ⅰ)	140円	370円																																																																																																									
	境界層該当者	110円	0円																																																																																																									
		—	—																																																																																																									
一般所得	入院時生活療養(Ⅰ)	490円	370円																																																																																																									
	入院時生活療養(Ⅱ)	450円	370円																																																																																																									
	精神1年超	280円	370円																																																																																																									
	指定難病患者	280円	0円																																																																																																									
	入院日数90日以下	230円	370円																																																																																																									

			<table> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 70歳未満</td><td rowspan="4">低所得 (区分 オ)</td><td>(指定難病患者)</td><td><u>240円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td>入院日数90日超</td><td><u>190円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>(指定難病患者)</td><td><u>190円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td>境界層該当者</td><td><u>110円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="6">70歳以上</td><td rowspan="4">低所得 (Ⅱ)</td><td>入院日数90日以下</td><td><u>240円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>(指定難病患者)</td><td><u>240円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td>入院日数90日超</td><td><u>190円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>(指定難病患者)</td><td><u>190円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2">低所得 (Ⅰ)</td><td></td><td><u>110円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>指定難病患者</td><td><u>110円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>境界層該当者</td><td><u>110円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> </table> (※令和7年4月1日から適用する。)	65歳以上 70歳未満	低所得 (区分 オ)	(指定難病患者)	<u>240円</u>	<u>0円</u>	入院日数90日超	<u>190円</u>	<u>370円</u>	(指定難病患者)	<u>190円</u>	<u>0円</u>	境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>	70歳以上	低所得 (Ⅱ)	入院日数90日以下	<u>240円</u>	<u>370円</u>	(指定難病患者)	<u>240円</u>	<u>0円</u>	入院日数90日超	<u>190円</u>	<u>370円</u>	(指定難病患者)	<u>190円</u>	<u>0円</u>	低所得 (Ⅰ)		<u>110円</u>	<u>370円</u>	指定難病患者	<u>110円</u>	<u>0円</u>			境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>	
65歳以上 70歳未満	低所得 (区分 オ)	(指定難病患者)	<u>240円</u>			<u>0円</u>																																						
		入院日数90日超	<u>190円</u>			<u>370円</u>																																						
		(指定難病患者)	<u>190円</u>			<u>0円</u>																																						
		境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>																																								
70歳以上	低所得 (Ⅱ)	入院日数90日以下	<u>240円</u>	<u>370円</u>																																								
		(指定難病患者)	<u>240円</u>	<u>0円</u>																																								
		入院日数90日超	<u>190円</u>	<u>370円</u>																																								
		(指定難病患者)	<u>190円</u>	<u>0円</u>																																								
	低所得 (Ⅰ)		<u>110円</u>	<u>370円</u>																																								
		指定難病患者	<u>110円</u>	<u>0円</u>																																								
		境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>																																								
			<table> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 70歳未満</td><td rowspan="4">低所得 (区分 オ)</td><td>(指定難病患者)</td><td><u>230円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td>入院日数90日超</td><td><u>180円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>(指定難病患者)</td><td><u>180円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td>境界層該当者</td><td><u>110円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="6">70歳以上</td><td rowspan="4">低所得 (Ⅱ)</td><td>入院日数90日以下</td><td><u>230円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>(指定難病患者)</td><td><u>230円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td>入院日数90日超</td><td><u>180円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>(指定難病患者)</td><td><u>180円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2">低所得 (Ⅰ)</td><td></td><td><u>110円</u></td><td><u>370円</u></td></tr> <tr> <td>指定難病患者</td><td><u>110円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>境界層該当者</td><td><u>110円</u></td><td><u>0円</u></td></tr> </table>	65歳以上 70歳未満	低所得 (区分 オ)	(指定難病患者)	<u>230円</u>	<u>0円</u>	入院日数90日超	<u>180円</u>	<u>370円</u>	(指定難病患者)	<u>180円</u>	<u>0円</u>	境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>	70歳以上	低所得 (Ⅱ)	入院日数90日以下	<u>230円</u>	<u>370円</u>	(指定難病患者)	<u>230円</u>	<u>0円</u>	入院日数90日超	<u>180円</u>	<u>370円</u>	(指定難病患者)	<u>180円</u>	<u>0円</u>	低所得 (Ⅰ)		<u>110円</u>	<u>370円</u>	指定難病患者	<u>110円</u>	<u>0円</u>			境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>	
65歳以上 70歳未満	低所得 (区分 オ)	(指定難病患者)	<u>230円</u>			<u>0円</u>																																						
		入院日数90日超	<u>180円</u>			<u>370円</u>																																						
		(指定難病患者)	<u>180円</u>			<u>0円</u>																																						
		境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>																																								
70歳以上	低所得 (Ⅱ)	入院日数90日以下	<u>230円</u>	<u>370円</u>																																								
		(指定難病患者)	<u>230円</u>	<u>0円</u>																																								
		入院日数90日超	<u>180円</u>	<u>370円</u>																																								
		(指定難病患者)	<u>180円</u>	<u>0円</u>																																								
	低所得 (Ⅰ)		<u>110円</u>	<u>370円</u>																																								
		指定難病患者	<u>110円</u>	<u>0円</u>																																								
		境界層該当者	<u>110円</u>	<u>0円</u>																																								
調30	右	上から15行目	第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤</u> ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	字句挿入																																								
調104	右	下から13行目	30 特定保険医療材料 別表2 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)	字句挿入																																								
			別表3 <u>オゾラリズマブ製剤</u>																																									
			別表3 <u>オゾラリズマブ製剤</u>																																									

調106	右	下から1行目	<u>トラロキヌマブ製剤</u> <u>エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ 配合剤</u> <u>ベドリズマブ製剤</u> <u>ミリキズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u> <u>メコバラミン製剤</u> <u>ベンラリズマブ製剤</u> <u>マルスタシマブ製剤</u> <u>ロザノリキシズマブ製剤</u>	<u>トラロキヌマブ製剤</u> <u>エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ 配合剤</u> <u>ベドリズマブ製剤</u> <u>ミリキズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u> <u>メコバラミン製剤</u> (新設) (新設) (新設)	字句挿入 字句挿入 字句挿入
------	---	--------	---	---	----------------------